

三川町長 殿

申請者
住 所
氏 名
電話番号

三川町老朽危険空き家等解体促進補助金交付申請書

令和 6 年度三川町老朽危険空き家等解体促進補助事業実施要綱第 8 条第 1 項の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 老朽危険空き家等の所在地
三川町大字
- 2 補助事業の実施予定年月日
年 月 日 ～ 年 月 日
- 3 申請する補助金（どちらかに✓を付けて下さい。）
有効活用促進型 解体促進型
- 4 対象事業費（除却に要する費用の見積額）
金 _____ 円
- 5 補助金申請額
金 _____ 円（千円未満切捨て）
- 6 誓約事項（誓約する場合は□に✓）
 私は、暴力団員又は暴力団関係者に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。もし、上記の誓約に反することが明らかになった場合は、申請を却下又は交付決定後に取消しされても異存ありません。また、上記の内容を確認するため、三川町が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。
 当該老朽危険空き家等に関し権利関係者などと紛争等が生じた場合には、自身の責任においてすべて解決し、町に対して一切の損害を与えることはありません。

同意書兼誓約書

私が権利を有する下記の老朽危険空き家等の解体工事について、申請者_____が実施することについて同意します。

老朽危険空き家等の所在地 三川町大字

(私の持分 分の)

また、上記において同意した老朽危険空き家等の解体に係る三川町老朽危険空き家等解体促進補助事業補助金の交付申請にあたって、次の事項について誓約します。

記

1. 私は、暴力団員又は暴力団関係者に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。もし、上記の誓約に反することが明らかになった場合は、申請を却下又は交付決定後に取消しされても異存ありません。また、上記の内容を確認するため、三川町が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。
2. 当該老朽危険空き家等に関し権利関係者などと紛争等が生じた場合には、申請者及び自身の責任においてすべて解決し、町に対して一切の損害を与えることはありません。

令和 年 月 日

住 所
氏 名 (自署)
連絡先 — —

(注意事項)

1. 共有名義の場合は、申請者以外の全員分を提出してください。
2. 相続登記が完了していない場合は、申請者以外の法定相続人全員分を提出してください。
3. 相続登記が完了していないものの遺産分割協議が完了した場合で、申請者のみはその権利を承継するとき、遺産分割協議書の写しを添付することで、この同意書兼誓約書は不要です。

様

三川町長



三川町老朽危険空き家等解体促進補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった、三川町老朽危険空き家等解体促進補助金交付申請書等の内容を審査した結果、交付決定者と決定しましたので、令和6年度三川町老朽危険空き家等解体促進補助事業実施要綱第9条第1項の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

1 老朽危険空き家等の所在地

三川町大字

2 補助金の種類及び交付予定額

補助金の種類：

補助金交付予定額：金 円

3 交付決定に付する条件

(1) 除却工事完了後は、三川町老朽危険空き家等解体促進補助事業完了報告書に所定の書類を添えて、年 月 日までに完了報告を行ってください。

(2) 交付決定を受けた補助金額に2割以上の増減が生じたときは、三川町老朽危険空き家等解体促進補助金交付決定変更申請書に所定の書類を添えて、すみやかに申請してください。変更申請を行わずに補助条件に反していたことが判明したときは、補助金の交付決定を取り消す場合がありますので、ご注意ください。

第 号
年 月 日

様

三川町長



三川町老朽危険空き家等解体促進補助金を交付しない旨の通知書

年 月 日付で申請のあった、三川町老朽危険空き家等解体促進補助金について、下記の理由により補助金を交付しないことを決定しましたので、令和6年度三川町老朽危険空き家等解体促進補助事業実施要綱第9条第1項の規定に基づき通知します。

記

- 1 老朽危険空き家等の所在地
三川町大字
- 2 補助金を交付しない理由

第 号
年 月 日

様

三川町長



三川町老朽危険空き家等解体促進補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で通知した三川町老朽危険空き家等解体促進補助金の交付決定について、下記の理由により補助金交付の決定を取り消すことにしましたので、令和6年度三川町老朽危険空き家等解体促進補助事業実施要綱第12条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 老朽危険空き家等の所在地
三川町大字
- 2 補助金の交付決定を取り消す理由

三川町長 殿

住 所
氏 名
電話番号

三川町老朽危険空き家等解体促進補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた三川町老朽危険空き家等解体促進補助金について、交付決定を受けた補助事業の内容に変更が生じたため、令和6年度三川町老朽危険空き家等解体促進補助事業実施要綱第13条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり変更交付申請します。

記

1 老朽危険空き家等の所在地

三川町大字

2 変更項目（該当する項目にすべてに✓を付けて下さい。）

工事内容 解体事業者等

その他（ ）

3 変更内容

様

三川町長



三川町老朽危険空き家等解体促進補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、三川町老朽危険空き家等解体促進補助金変更交付申請書の内容を審査した結果、適当と認めましたので、令和6年度三川町老朽危険空き家等解体促進補助事業実施要綱第13条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 老朽危険空き家等の所在地
三川町大字
- 2 補助金の種類及び変更交付決定額
補助金の種類：
補助金交付額： 円
- 3 変更交付決定に付する条件

- 注) 1 解体工事完了後は、三川町老朽危険空き家等解体促進補助事業完了実績報告書に所定の書類を添えて、年 月 日までに完了報告を行ってください。
- 2 交付決定を受けた補助事業の内容に変更が生じたときは、三川町老朽危険空き家等解体促進補助金変更交付申請書に所定の書類を添えて、すみやかに届け出てください。申請を行わずに補助条件に反していたことが判明したときは、補助金の交付決定を取り消す場合がありますので、ご注意ください。

三川町長 殿

住 所
氏 名
電話番号

三川町老朽危険空き家等解体促進補助事業完了実績報告書

年 月 日付け 第 号に交付決定を受けた補助事業が完了したので、令和6年度三川町老朽危険空き家等解体促進補助事業実施要綱第14条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 老朽危険空き家等の所在地
三川町大字

2 補助事業の実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

3 解体に要した費用 金 _____ 円

4 解体工事契約の相手方（解体事業者等）

様

三川町長



三川町老朽危険空き家等解体促進補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで提出のあった三川町老朽危険空き家等解体促進補助事業完了報告書等の内容を審査した結果、下記のとおり補助金交付額を確定しましたので、令和6年度三川町老朽危険空き家等解体促進補助事業実施要綱第15条の規定に基づき通知します。

記

1 老朽危険空き家等の所在地

三川町大字

2 補助金の種類

3 補助金交付額

金 _____ 円

注) 補助金の交付請求は、三川町老朽危険空き家等解体促進補助金交付請求書によって、
年 月 日までに行ってください。

(この手続きを行わなければ、補助金は交付されません。)

三川町長 殿

住 所
氏 名
電話番号

三川町老朽危険空き家等解体促進補助金交付請求書

年 月 日に交付額の確定を受けた三川町老朽危険空き家等解体促進補助金について、令和6年度三川町老朽危険空き家等解体促進補助事業実施要綱第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付額 金 _____ 円

2 請求額 金 _____ 円

下記の口座に振り込んでください。

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合	本・支 店名	本店 支店 出張所
口座種目	普通預金 / 当座預金 / その他		
口座番号			
フリガナ			
名義人氏名			

- 注) 1 振込口座は、交付決定者が名義人のものに限りません。
2 補助金の交付請求の際は、上記振込口座の通帳（口座番号及び名義人氏名がわかる部分）の写しを添付してください。

三川町長 殿

申請者

住 所

氏 名

(署名)

電話番号

補助金申請等事務代行届

三川町老朽危険空き家等解体促進補助金に係る下記の手続きについて、下記の事務代行者を定めて事務を代行させたいので、令和6年度三川町老朽危険空き家等解体促進補助事業実施要綱第17条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

なお、下記の事務代行者に事務を代行させるにあたり、事務代行者や権利関係者などと紛争等が生じた場合には、自己の責任においてすべて解決し、町に対して一切の損害を与えないことを誓約します。

記

老朽危険空き家等の所在地	三川町大字	
事務代行者等	住所又は法人の所在地	
	(法人の場合) 法人名・代表者名	(署名または記名捺印)
	フリガナ	
	事務代行者氏名	(署名)
	電話番号	
	交付申請者等との関係	
代行する事務		

注) 法人や個人事業者が事務代行を行う場合でも、担当者を決めてその者を事務代行者として届け出てください。

様

三川町長



三川町老朽危険空き家等解体促進補助金返還命令書

年 月 日に交付した三川町老朽危険空き家等解体促進補助金について、令和6年度三川町老朽危険空き家等解体促進補助事業実施要綱第18条の規定に基づき、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 補助金交付済額 金 _____ 円
- 2 返還命令額 金 _____ 円
- 3 返還期限 年 月 日